

第4条（緩和<sup>1</sup>）

増田大美<sup>2</sup>（1、2、3、6）

平尾禎秀<sup>3</sup>（4、5）

（1）緩和に関する長期目標（第4条第1項）

Article 4

1. In order to achieve the long-term temperature goal set out in Article 2, Parties aim to reach global peaking of greenhouse gas emissions as soon as possible, recognizing that peaking will take longer for developing country Parties, and to undertake rapid reductions thereafter in accordance with best available science, so as to achieve a balance between anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of greenhouse gases in the second half of this century, on the basis of equity, and in the context of sustainable development and efforts to eradicate poverty.

（訳文）

1 締約国は、第二条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。

<解説>

パリ協定の目的と長期目標は主に2条に記載され、気候変動枠組条約の目的規定である「温室効果ガスの安定化」をより明確な形で位置付けているが、パリ協定4条1項においては、2条1項(a)に規定する長期温度目標（2℃目標及び1.5℃への努力）を達成するため、緩和に関する長期目標として締約国が目指すべき内容を規定している。具体的には、

- ・今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成すること、
- ・そのため、締約国は世界の排出ピークをできるだけ早期に抑え最新の科学に沿って急激に削減すること

を目指すとしている。「今世紀後半に・・・排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成(balance)」はIPCC第5次報告書(2014)における指摘（2℃目標達成のためには世界全

<sup>1</sup> Mitigation の訳であり、大気中温室効果ガス濃度の増加（への人為的な影響）に対処し気候変動を緩和（低減）するという意味で用いられる。具体的には、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収の増大を意味する。条約4条1項(b)参照。

<sup>2</sup> 環境省大臣官房環境計画課課長補佐（2015年12月当時は環境省地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室地球環境問題交渉官）

<sup>3</sup> 環境省再生循環局総務課課長補佐（2015年12月当時は欧州連合日本政府代表団一等書記官、法律事項等の交渉を担当）

体で 2050 年までに 2010 年比で 40 - 70%削減し、21 世紀末までに排出をほぼゼロにする必要）も踏まえられた記載となっている。

<交渉の経緯>

パリ協定（法的文書）に緩和に関する長期的視点を位置付けるべき、という点は日本も含め先進国・途上国の多くが主張してきた内容であり、2014 年 COP20、また 2015 年ダーバン・プラットフォーム特別作業部会(Ad-Hoc Working Group on Durban Platform、以下「ADP」)においても常に論点の一つとして議論され、複数の案が提示されてきた。この結果、COP21 の 1 週目交渉テキストである ADP 結論文書 (FCCC/ADP/2015/L-6/Rev.1)<sup>4</sup>においては、「早期のピーキング」、「定量的な削減目標」、「定性的な削減目標（今世紀末までの脱炭素化）」など 5 つのオプションまで絞られた。この中で「今世紀中の気候中立性」(climate neutrality) や「2060 - 2080 年までに世界全体の GHG 排出量ゼロを達成」等の案が記載されていたが、2 週目に閣僚級の議論が続けられた結果、これらの意味を明確化すべき等との意見も踏まえ、「今世紀後半に人為的な排出と吸収のバランスを取る」旨が規定された。

(2) 各国の義務、対策等 (第4条第2項～第12項)

Article 4

2. Each Party shall prepare, communicate and maintain successive nationally determined contributions that it intends to achieve. Parties shall pursue domestic mitigation measures, with the aim of achieving the objectives of such contributions.

3. Each Party's successive nationally determined contribution will represent a progression beyond the Party's then current nationally determined contribution and reflect its highest possible ambition, reflecting its common but differentiated responsibilities and respective capabilities, in the light of different national circumstances.

4. Developed country Parties should continue taking the lead by undertaking economy-wide absolute emission reduction targets. Developing country Parties should continue enhancing their mitigation efforts, and are encouraged to move over time towards economy-wide emission reduction or limitation targets in the light of different national circumstances.

5. Support shall be provided to developing country Parties for the implementation of this Article, in accordance with Articles 9, 10 and 11, recognizing that enhanced support for

<sup>4</sup> UNFCCC, Draft Paris Outcome: Revised draft conclusions proposed by the Co-Chairs, U.N. Doc. FCCC/ADP/2015/L.6/Rev.1 (Dec. 5, 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/l06r01.pdf> (last visited Jan 30, 2017).

developing country Parties will allow for higher ambition in their actions.

6. The least developed countries and small island developing States may prepare and communicate strategies, plans and actions for low greenhouse gas emissions development reflecting their special circumstances.

7. Mitigation co-benefits resulting from Parties' adaptation actions and/or economic diversification plans can contribute to mitigation outcomes under this Article.

8. In communicating their nationally determined contributions, all Parties shall provide the information necessary for clarity, transparency and understanding in accordance with decision 1/CP.21 and any relevant decisions of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.

9. Each Party shall communicate a nationally determined contribution every five years in accordance with decision 1/CP.21 and any relevant decisions of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement and be informed by the outcomes of the global stocktake referred to in Article 14.

10. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement shall consider common time frames for nationally determined contributions at its first session.

11. A Party may at any time adjust its existing nationally determined contribution with a view to enhancing its level of ambition, in accordance with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.

12. Nationally determined contributions communicated by Parties shall be recorded in a public registry maintained by the secretariat.

（訳文）

2 各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。

3 各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。

4 先進締約国は、経済全体における排出の絶対量での削減目標に取り組むことによって、引き続き先頭に立つべきである。開発途上締約国は、自国の緩和に関する努力を引き続き強化すべきであり、各国の異なる事情に照らして経済全体における排出の削減目標又は抑制目標に向けて時間とともに移行していくことが奨励される。

5 開発途上締約国に対しては、開発途上締約国に対する強化された支援がその行動を一層野心的なものにすることを可能にするとの認識の下で、この条の規定を実施するための支援を

第九条から第十一条までの規定に従って提供する。

6 後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国は、温室効果ガスについて低排出型の発展のための戦略、計画及び行動であって、自国の特別な事情を反映するものを作成し、及び通報することができる。

7 締約国の適応に関する行動又は経済の多角化に関する計画により副次的に生ずる緩和についての利益は、この条の規定に基づく緩和の成果に寄与することができる。

8 全ての締約国は、国が決定する貢献の通報に際し、締約国会議第二十一回会合における決定第一号（第二十一回会合）及びこの協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議における関連の決定に従い、明確性、透明性及び理解のために必要な情報を提供する。

9 各締約国は、締約国会議第二十一回会合における決定第一号（第二十一回会合）及びこの協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議における関連の決定に従い、国が決定する貢献を五年ごとに通報する。第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討の結果については、各締約国に対し、情報が提供される。

10 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、国が決定する貢献に係る共通の期間について検討する。

11 締約国は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に従い、既存の国が決定する貢献について、その野心の水準を高めるためにいつでも調整することができる。

12 締約国が通報する国が決定する貢献については、事務局が管理する公的な登録簿に記録する。

#### <解説>

パリ協定4条2項以降は、4条1項の長期目標も踏まえ緩和（排出削減）に関して各国が行うべき義務等について規定している。

4条2項から4条3項、及び4条7項から12項では、各国が行うべき緩和対策について、各国が決定する貢献NDC（Nationally Determined Contribution、いわゆる各国の削減目標等）に関する以下の内容を規定している。

- ・緩和に関する貢献NDCを作成し、提出し、維持する義務（4条2項前段）
- ・NDCの目的を達成するための国内緩和措置(domestic mitigation measures)を遂行する義務（4条2項後段）
- ・各国の累次のNDCは、異なる事情に照らし、共通だが差異のある責任及び各国の能力を反映し、従前の貢献を超えて前進を示す(represent a progression)とともに、可能な限り最も高い野心を反映すること（4条3項）
- ・各国のNDCを5年ごとに提出・更新する義務、その際、パリ協定14条グローバル・ストックテイクの成果から情報を受ける義務（4条9項）
- ・各国は野心水準を高める観点からNDCをいつでも調整(adjust)できること（4条11項）
- ・各国がNDCを提出する際、明確性、透明性、理解可能性のため必要な情報を提供する義務

務（4条8項）

- ・第1回締約国会議でNDCの共通のタイムフレームを定めるべく検討する義務（4条10項）
- ・NDCは公的な登録簿(registry)に登録されること（4条12項）

これに関連するCOP21決定1（以下単に「COP21決定」という。）として、以下が定められている。

- ・各国は最初のNDCをパリ協定の締結前に提出すること。これまでINDC（Intended Nationally Determined Contribution、約束草案）を提出した国は、他の決定をしない限りINDCが最初のNDCとなること（パラグラフ22）
- ・既に2025年を目標年とするINDCを提出した国は、2020年までに新しいNDCを提出（communicate）すること（パラグラフ23）
- ・既に2030年を目標年とするINDCを提出した国は、2020年までにNDCを提出又は更新（communicate or update）すること。（パラグラフ24）
- ・各国はその後もパリ協定第4条9項に従いNDCを5年毎に提出すること（パラグラフ23及び24）
- ・各国はNDCを、関連する年（提出する年）のCOPの少なくとも9から12ヶ月前に提出すること（パラグラフ25）
- ・2018年にパリ協定4条1項の長期目標に向けた各国努力の集約的効果について進捗の確認を行い、次のNDC準備に情報を与えるための促進的対話（facilitative dialogue）を開催すること（パラグラフ20）

注：その後、促進的対話はタラノア対話として実施されることになった。

パリ協定の鍵となる概念NDCは、各国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution)の略であり、各国の削減目標・行動等を指す。全ての国に提出・維持義務がかかるという点で締約国間の差異化を克服するための手段として出てきた概念である（「交渉の経緯」欄に後述）。COP19決定（2013年）において「COP21に十分先立ち（準備が出来る国は2015年の第一四半期に）、全ての国が自ら決定する貢献の案INDC（Intended Nationally Determined Contribution、約束草案）を示す」と締約国間で合意されたことが基となり、COP21までには全世界CO2排出量の約9割を占める国々からINDCが提出され、原則としてINDCがパリ協定における各国の1回目のNDCとみなされることとなった（COP21決定パラグラフ22）。各国が決定する（Nationally Determined）性質を踏まえ、他国がNDCを理解し透明性をもったNDC達成が行われる必要があることから、NDCに関する必要な情報の提供（4条8項）や事前提出（COP21決定パラグラフ25）、共通タイムフレーム（4条10項）、登録簿（4条12項）、既存NDCを調整する場合は目標値の引き

上げ（4条11項）等も併せて規定されている。

一方でパリ協定は、各国がそれぞれ自らの目標を定めるという NDC の限界も認識し、4条3項及び4条9項において、14条の「世界全体としての実施状況の検討（グローバル・ストックテイク）」を踏まえて各国が NDC を5年毎に提出し、従前より各国目標の「前進を示す」ことを規定している。グローバル・ストックテイクは、温度目標等の長期的視点から世界全体で進捗点検を行い、各国がその結果を次の目標策定に反映していく仕組みである。なお、この4条9項の規定と対をなす格好で、14条3項では、グローバル・ストックテイクの成果が、各国の行動と支援の更新・強化等に対して情報を与える義務がある（shall inform）としている。COP21 前に気候変動枠組条約事務局が示した「約束草案の集約的効果に関する統合報告書」<sup>5</sup>では、2015年10月1日までに提出された全ての約束草案を足し合わせても、2025年及び2030年における排出量は2℃目標を最小コストで達成するシナリオの排出経路を大幅に超過していることが示されている。パリ協定では、温度目標等の達成の仕組みとして、それぞれ5年ごとに行われる世界全体の進捗確認と各国の NDC の更新を連動させ、各国が NDC を継続的に強化していくことを求めている。

2020年までの提出・更新が求められる次の NDC については、2018年促進的対話において長期目標への進捗と照らした上で各国が検討し、2020年 COP に先立って9から12か月前に提出することとなる（COP21 決定パラグラフ 20、23、24、25）。なお、COP21 時点ではパリ協定の発効時期が不明だったこと、パリ協定は2020年以降実施される枠組みと想定されていた<sup>6</sup>ことから、2020年までの規定はパリ協定と切り離して COP21 決定に記載された。

上記は全ての国を対象とした規定だが、先進国と途上国の差異化に関しては4条4項から4条6項において、

- ・先進締約国は、その国の経済全体にわたる排出の絶対量の削減目標をとることによって、引き続き先頭に立つべきこと（4条4項前段）
- ・開発途上締約国は、緩和努力を高めることを継続すべきであり、各国の異なる事情に照らしつつ、全経済にわたる排出の削減又は抑制目標に移行することを奨励されること（4条4項後段）
- ・この条の規定を実施するための開発途上締約国に対する支援が、第9条から第11条まで

---

<sup>5</sup> UNFCCC, Synthesis report on the aggregate effect of the intended nationally determined contributions, U.N. Doc. FCCC/CP/2015/7 (Oct. 30, 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/07.pdf> (last visited 30th, Jan, 2017).

<sup>6</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.17, Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action, U.N. Doc. FCCC/CP/2011/9/Add.1, ¶4 (Dec. 11, 2011), <http://unfccc.int/resource/docs/2011/cop17/eng/09a01.pdf> (last visited Feb 2, 2017).

の規定に従って提供されること（4条5項）

・後発開発途上国(LDCs)や小島嶼国(SIDS)は、その特別な事情を反映する低排出型の発展のための戦略・計画・行動を作成し、通報することができること（4条6項）

が規定された。

4条4項の「引き続き先頭に立つべき」(should continue taking the lead)は、条約第3条1項における「先進締約国は、率先して(should take the lead)気候変動及びその悪影響に対処すべきである」を踏まえた表現である。パリ協定は全ての国に適用される仕組みであるが、条約の原則も踏まえつつ、先進国、途上国の異なる事情に配慮して両者の間に一定の差異化を設けている。しかし、条約制定時の先進国のリスト(条約附属書I)に基づき附属書I国・非附属書I国と二分して規定していた条約・京都議定書に比べ、パリ協定では両者の規定内容の差が縮小され、これまでの二分論を変化させた内容となっている。

4条5項においては、4条実施のため途上国に支援が提供されなければならないことを、途上国への支援の強化が野心向上を可能とするとの認識とともに規定している。4条2項から4項において途上国も含めた全ての国に関する緩和対策が規定されたことを踏まえ、そのための支援の必要性について規定するものであるが、条約における同文脈の規定(条約4条7項)とは規定振りが大きく異なっている。すなわち、条約4条7項においては、「開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術移転に関する約束の効果的な履行に依存」と規定され、途上国の緩和対策が進まないのは先進国の資金・技術移転が不十分であるためであるとの議論が法的に可能であった。パリ協定4条5項においては、より直截に支援が提供されなければならないと規定するとともに、支援と緩和対策の関係については、より前向きに、支援の強化が緩和対策の野心向上につながる認識を規定することとなった。

#### <交渉の経緯>

各国の緩和義務については、義務の内容及びその法的性質、また各国目標の名称・内容等が議論になった。日本も含めた先進国や一部途上国から、各国の法的義務としてNDCの5年毎提出・見直しの規定を設けるべき、継続的に野心の向上を図る必要がある等と交渉において主張してきた結果、最終的にこれらが取り入れられた内容になっている。COP21の1週目交渉テキストであるADP結論文書(FCCC/ADP/2015/L-6/Rev.1)においては、4条2項は「各国の努力」(Individual efforts)、4条3項は「前進/野心」(Progression/ambition)、4条4項は「差異化された努力」(Differentiated efforts)、4条5項は「支援」(Support)という副題の下で議論されている。更に、NDCに関する取り決めとして4条8項は「(NDCと併せて提供する)情報」、4条9項・10項は「(提出の)タイミング」、4条11項は「(NDCの)調整」、4条12項は「(NDCの)置き場所」(Housing)という副題の下で議論された。

この中でも最大の議論は、先進国・途上国の差異化の扱いだった。気候変動枠組条約(1992)においては「共通だが差異ある責任と能力の原則」(common but differentiated

responsibilities and respective capabilities; CBDR-RC)」及び先進国・途上国の義務を規定し、附属書 I 国(Annex I)として先進国グループとそれ以外の途上国グループを二分している。また京都議定書(1997)においては、附属書 I 国のみ法定的拘束力のある削減目標が設定されている。更に 2020 年までの目標として、COP16 決定（カンクン合意）では先進国は「絶対量削減目標」(mitigation commitments/ quantified economy-wide emission reduction targets)、途上国は「国毎に適切な緩和行動」(nationally appropriate mitigation actions)を提出することとしている<sup>7</sup>。

一方で、世界の温室効果ガス排出量における従来の先進国・途上国グループの排出割合は 1990 年から 2010 年までに大きく変化しており、将来予測として途上国からの排出割合の増加も見込まれていた。このため、COP17 決定において 2020 年以降の新枠組み（パリ協定）は「条約の下で全ての国に適用される (applicable to all Parties)」ことを目指すことが合意された。ここから、京都議定書のように各国の削減目標値を国際交渉対象とせず、目標は各国が決めて全ての国に「削減目標等の作成・提出・維持」を義務づけるとの議論が進展することとなった。「各国が決定する」(nationally determined) 貢献という概念は、締約国間の差異化を克服するためのツールとして直接的にはアメリカから提案されたものである（2013 年 1 月世界未来エネルギーサミット及び 3 月の国連への意見提出）<sup>8</sup>。新合意（後のパリ協定）を野心的で全ての国に共通な枠組みとするための手段として、目標・貢献は各国が決定することを提案し、これが（従来の二分化された差異化とは異なり）自己差異化 (self-differentiation) につながりうると提案している。これを受けて COP19 決定 1（2013 年）に INDC の概念が規定され、パリ協定において NDC の提出等は全ての国の義務として記載されることとなった。この間、COP20 決定 1（気候行動のためのリマ声明）（2014 年）には 2015 年合意（後のパリ協定）が「異なる各国の事情に照らし (in light of different national circumstances)」CBDR-RC を反映することを強調すると記載されたことを受け、従来の二分論との違いも強調されつつあった（「異なる各国の事情に照らし」は 2014 年 11 月気候変動に関する米中共同声明において合意された文言<sup>9</sup>）。

議論においては NDC の名称が義務の内容・性質等にも関連することから、これまで COP 決定で使われていた INDC の他、NDC や NDMC (nationally determined mitigation contribution) 等の複数の案が挙げられ、既に提出された各国の多様性のある INDC を踏まえた議論が行われた。これらの NDC の置き場所 (Housing) についても議論があったが(京

---

<sup>7</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.16, The Cancun Agreements: Outcome of the work of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention, U.N. Doc. FCCC/CP/2010/7/Add.1, ¶¶36, 48, 49 (Dec. 10-11, 2010), <http://unfccc.int/resource/docs/2010/cop16/eng/07a01.pdf#page=2> (last visited Feb 2, 2017).

<sup>8</sup> U.S., ADP Workstream 1: 2015 Agreement, (March 11, 2013), [http://unfccc.int/files/documentation/submissions\\_from\\_parties/adp/application/pdf/adp\\_usa\\_workstream\\_1\\_20130312.pdf](http://unfccc.int/files/documentation/submissions_from_parties/adp/application/pdf/adp_usa_workstream_1_20130312.pdf) (last visited Feb. 1, 2017).

<sup>9</sup> U.S. & CHINA, U.S.-CHINA JOINT ANNOUNCEMENT ON CLIMATE CHANGE (2014), <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2014/11/11/us-china-joint-announcement-climate-change> (last visited Feb. 2, 2017).



都議定書のように法的拘束力を持たせ附属書に記載するか、或いはリスト化して公開するか等)、NDCの法的性質とHousingについては無関係な問題<sup>10</sup>であるとの理解も2015年を通じて徐々に広まり、最終的に登録簿に記載して透明性・明確性を保つこととなった。

京都議定書交渉やコペンハーゲン・カンクン合意交渉と同様、交渉を通じて焦点の1つであった緩和義務の法的性質については、NDCの提出・維持に関して法的拘束力を持たせるべきという点では日本を含む多くの国が合意しつつあったが、NDCに掲げる目標自体の達成については、法的拘束力を持たせようとするEU<sup>11</sup>、AILAC(Association of Independent Latin American and Caribbean states (独立中南米カリビアン諸国連合))<sup>12</sup>、LDC<sup>13</sup>、AOSIS<sup>14</sup>等と、NDCの提出・更新を義務化すべきとしつつ目標の達成自体は法的義務とすべきでないとする米国<sup>15</sup>、二分化し法的義務に差異を設けるべきとする途上国同志グループ(Like-Minded Developing Countries、以下「LMDC」)<sup>16</sup>等の見解が錯綜した。この過程で、附属書I国のみならず数量目標達成の法的義務を課した京都議定書の経緯を踏まえ、米国・新興途上国等がNDCと京都議定書の目標を同じ法的位置付けとすることを拒否する点<sup>17</sup>、また京都議定書を米国が締結しなかった経緯等を踏まえて米国国内の国内情勢、とりわけ締結手続において上院における2/3又は両院における過半数の確保が困難と見込まれる議会情勢が意識され、行政権限において締結できる範囲内<sup>18</sup>、4条2項についていえば、削減結果の達成に法的義務を課さない範囲<sup>19</sup>で規定できる内容とする点について意識された。

---

<sup>10</sup> See, e.g., Daniel Bodansky & Lavanya Rajamani, *Key Legal Issues In The 2015 Climate Negotiations* (2015), <https://www.c2es.org/docUploads/legal-issues-brief-06-2015.pdf> (last visited Feb 2, 2017).

<sup>11</sup> E.g., Council of the European Union, Conclusions on the Preparations for the 21th session of the Conference of the Parties (COP 21) to the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) and the 11th session of the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (CMP 11), Paris 2015, (2015), <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-12166-2015-INIT/en/pdf> (last visited Feb 2, 2017).

<sup>12</sup> E.g., AILAC, Inputs on Article 3(Mitigation) (Oct. 19, 2015), [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-11\\_art3\\_mitigation\\_ailac\\_rev\\_20oct2015.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-11_art3_mitigation_ailac_rev_20oct2015.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>13</sup> E.g., LDCs, Inputs on Article 3(Mitigation) (Oct. 19, 2015), [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-11\\_art3\\_mitigation\\_ldcs\\_19oct2015.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-11_art3_mitigation_ldcs_19oct2015.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>14</sup> E.g., Maldives on behalf of AOSIS, Statement at ADP2-12 Opening Plenary (Nov. 29, 2015), [http://www4.unfccc.int/Submissions/Lists/OSPSubmissionUpload/167\\_137\\_130932916100396365-AOSIS%20FINAL%20ADP.pdf](http://www4.unfccc.int/Submissions/Lists/OSPSubmissionUpload/167_137_130932916100396365-AOSIS%20FINAL%20ADP.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>15</sup> Daniel Bodansky, *The Legal Character of the Paris Agreement*, 25 REV. EURO COMP & INT. ENVTL. L. 142, 146 (2016).

<sup>16</sup> LMDC, Inputs on WS1 (Oct. 19, 2015), [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/lmdc\\_textual\\_proposals\\_for\\_insertion\\_19\\_oct\\_2015\\_1400pm.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/lmdc_textual_proposals_for_insertion_19_oct_2015_1400pm.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>17</sup> Bodansky, *supra* note15.

<sup>18</sup> See, e.g., David A. Wirth, *The International and Domestic Law of Climate Change: A Binding International Agreement Without the Senate or Congress?*, 39 HARV. ENVTL. L. REV. 515 (2015).

<sup>19</sup> Bodansky, *supra* note15.

ADP の公式交渉においては、本件の政治的困難さから、各国とも自国の立場を維持する交渉態度に徹し、ADP 結論文書においても複数の案が併記されたままであった。COP21 の 2 週目の議長テキスト 4 条 2 項に盛り込まれた文言は、直接的には COP21 の 1 週目における EU と米の二国間交渉の結果が盛り込まれたものであり<sup>20</sup>、全ての国について NDC の作成・通報・維持の義務が盛り込まれるとともに、NDC の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する(pursue)ことも義務規定として盛り込まれた。

その上で、「NDC の達成・実施」に向けての差異化の規定振りが次の議論となった。COP21 の 1 週目では、①条約附属書 I 国を引用した二分論の継続、②二分論に一切言及せず全ての国が時間をかけて総量目標に移行する(総量目標を採用した国はそれを継続)との方向性、③②に加えて条約 3 条 1 項の気候変動・悪影響に対処する上で「先進国は率先すべき(should take the lead)」旨を踏まえた「先進国が率先を継続する」の 3 つのオプションが整理され、ADP 結論文書(先述)では③をベースにした案が記載された。一方、差異化自体は緩和だけではなく他条項にも横断的に関わるテーマとして認識され、COP21 の 2 週目の閣僚級でも議論の結果、上述のように、4 条 2 項において全ての国に「NDC を(定期的に)作成・提出・維持」「達成のための国内措置を遂行する」ことを義務とする一方で、先進国と途上国の NDC の型に関し、経済全体における排出絶対量の削減目標に取り組むことによる「先進国が引き続き先頭に立つべき」という言葉が用いられ、途上国については、緩和努力を引き続き強化すべきこと、経済全体における排出絶対量の削減目標に取り組むことが奨励されることとされた(4 条 4 項)。

4 条 4 項については、先進国の率先という原則の継続とともに、NDC の型に先進国と途上国との差異化を認め、同時に、NDC の型にもいわば後退禁止として、先進国は経済全体における排出絶対量の削減目標に取り組むべきこと、途上国は時間をかけてこれに移行すべきことが規定された。全ての国が緩和対策を行うべきことを強調し差異化については NDC によって自ら差異化が図られるとする意見と、実際には国情に差があり区分けを設けることが必要であることを強調する意見とのバランスがはかられたと考えられる。同項は COP20 前におけるブラジル提案<sup>21</sup>においていわゆる同心円状の差異化が提案されたことを踏まえたもの見方も一部にある<sup>22</sup>。

<sup>20</sup> Jos Delbeke, Director-General for Climate Action, European Commission, Speech at Center for European Policy Studies (Dec. 16 2015).

<sup>21</sup> Braz., Views Of Brazil On The Elements Of The New Agreement Under The Convention Applicable To All Parties, Views Of Brazil On The Elements Of The New Agreement Under The Convention Applicable To All Parties (Nov. 6, 2014), [http://www4.unfccc.int/submissions/Lists/OSPSubmissionUpload/73\\_99\\_130602104651393682-BRAZIL%20ADP%20Elements.pdf](http://www4.unfccc.int/submissions/Lists/OSPSubmissionUpload/73_99_130602104651393682-BRAZIL%20ADP%20Elements.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>22</sup> 気候変動に関する伯独共同声明(2015年8月)の規定振りと類似性が指摘されている。BRAZ. & GER., BRAZILIAN – GERMAN JOINT STATEMENT ON CLIMATE CHANGE (Aug. 20, 2015), ¶4 (2015), [http://www.bmub.bund.de/fileadmin/Daten\\_BMU/Download\\_PDF/Klimaschutz/klimakonsultation](http://www.bmub.bund.de/fileadmin/Daten_BMU/Download_PDF/Klimaschutz/klimakonsultation)

なお、4条4項について、COP21最終盤12月12日（土）午後にCOP21議長から示されたテキスト案<sup>23</sup>では先進国の率先の継続が義務規定(shall)となっており、同項における途上国の規定振り(should, are encouraged to)とバランスを欠いたものであった。米が強く修正を求め<sup>24</sup>、最終的に、同日夜の最終全体会合での採択直前に条約事務局次長から、他の技術的修正とともにshouldと修正した案が読み上げられ、当該修正を盛り込んだ内容を採択する一幕があった。

4条5項については、他の支援に関する規定と同じく、支援提供の主体に関する規定振りをめぐり、既にCOP20において先進国以外もドナーとなっている現実を踏まえた規定振りを主張する先進国にLMDCが強く反対してきたが<sup>25</sup>、ADP結論文書においても二分化した規定振りを求めるアフリカグループ<sup>26</sup>等の主張が残り、最終的に13条14項等他の規定と同様に、支援を提供する主体には触れることなく、「支援が提供されなければならない」旨規定されることとなった。また、支援と緩和対策の関係について、条約4条7項と同様、緩和対策が支援に依存するとの規定振りを求める一部途上国の意見があり、同様にADP結論文書においても解決されなかったが、最終的に支援の強化が緩和対策の野心向上につながる認識を規定することとなった。

その上で、さらに、後発開発途上国(LDC)及び開発途上にある島嶼国(SIDS)について、既にCOP20決定1パラグラフ11においてINDCの策定につき特に配慮する規定が設けられており、これを踏襲した規定を設けるとともに(4条6項)、適応及び経済多角化とのコベネフィットに言及することで(4条7項)、INDCにおいて適応及び経済多角化に取り組む姿勢を示していた産油国<sup>27</sup>に配慮した表現となった。同規定は産油国にとって協定全体の受け入れ可能性を高めたものと評価されている<sup>28</sup>。

---

[deutschland brasilien en bf.pdf](#) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>23</sup> UNFCCC, Adoption of the Paris Agreement, U.N. Doc. FCCC/CP/2015/L.9 (Dec. 12, 2015).

<sup>24</sup> Jody Warrick, *COP21: How one word nearly killed the climate deal*, INDEPENDENT, Dec. 14, 2015, <http://www.independent.co.uk/news/world/americas/cop21-how-one-word-nearly-killed-the-climate-deal-a6772756.html> (last visited Feb. 2, 2017).

<sup>25</sup> *E.g.*, LMDC, Statement at 14<sup>th</sup> Plenary in the ADP2-7 (Dec. 14, 2014), [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-7\\_closing\\_statement\\_malaysia\\_on\\_behalf\\_of\\_lmecs\\_13dec2014.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-7_closing_statement_malaysia_on_behalf_of_lmecs_13dec2014.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>26</sup> African Group, Inputs from African Group (Oct. 19, 2015), [http://unfccc.int/files/meetings/bonn\\_oct\\_2015/application/pdf/agn\\_submission\\_on\\_art.3\\_mitigation\\_final\\_as\\_of\\_19october\\_2015.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/bonn_oct_2015/application/pdf/agn_submission_on_art.3_mitigation_final_as_of_19october_2015.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>27</sup> *See, e.g.*, Saudi Arabia, Intended Nationally Determined Contribution of the Kingdom of Saudi Arabia under the UNFCCC (Nov. 10, 2015), <http://www4.unfccc.int/Submissions/INDC/Published%20Documents/Saudi%20Arabia/1/KSA-INDCs%20English.pdf> (last visited Feb 2, 2017).

<sup>28</sup> Elena Sender, *COP21. Laurence Tubiana : "L'accord de Paris a déjà tout changé"*, SCIENCES ET AVENIR, Dec. 14, 2015, [https://www.sciencesetavenir.fr/nature-environnement/cop-21/laurence-tubiana-l-accord-de-paris-a-deja-tout-change\\_18438](https://www.sciencesetavenir.fr/nature-environnement/cop-21/laurence-tubiana-l-accord-de-paris-a-deja-tout-change_18438) (last visited Feb 2, 2017).

更に、NDCは「各国が決める」目標であるが故にその強固さが求められ、主に緩和の観点からは下記3つの概念（①事前協議、NDCに含める情報、促進的対話、②後退禁止・野心向上、③集約的效果、NDC見直し）につながった。

① 事前協議、NDCに含める情報(up-front information)、促進的対話

各国が定めるNDCの妥当性評価や明確化を求めるため、「事前協議(ex-ante consultation)」(INDCが正式にNDCとなる前に国際的に検討し、それをフィードバックするプロセス)を求める議論が高まった。2013年のアメリカ提案(先述)<sup>29</sup>でも、各国が定める(nationally determined)という概念を導入するに当たり野心向上を促すため、①各国が貢献を案(draft)段階で提出し、他国や一般の人々が(他国との)努力比較の観点、気温目標と全体野心レベルの観点から貢献の内容を精査し意見を出す事前協議期間(consultative period)を設けること、②貢献提出時には内容明確化のため必要な情報を提出すること、が重要としている。このため、特にCOP20(2014年)では日本も含めた先進国、またLDC、AOSIS等の途上国等が明確性、透明性、理解可能性等の観点から事前協議を入れるよう主張した。

これに対し、LMDCとりわけ一部の新興途上国等は、事前協議によって各国が目標の変更を強制される場合に国家主権尊重に反すると主張し<sup>30</sup>、COP20決定1では、各国から事前情報の提出を求めるとともに事務局による統合報告書が作成される内容にとどまり、事前協議の概念は合意されなかった。しかしながら2015年交渉でも継続的に事前協議の重要性が議論され、パリ協定及びCOP21決定では

- ・長期目標への全体進捗の観点を含めた「促進的対話」(facilitative dialogue)を実施すること(COP21決定パラグラフ20)
- ・(NDCを十分前に提出して各国間相互理解を行う場合は事前協議を簡素化しうるとの議論もあり、)各国はNDCを9から12ヶ月前に提出すること(COP21決定パラグラフ26)
- ・(COP20決定でINDCを提出する際にその透明性・明確性のための事前情報を求めることに合意済だった事も受けて、)NDC提出時に必要な情報を提出すること(パリ協定4条8項の事前情報及びCOP21決定パラグラフ27)

が盛り込まれることとなった。なお、事前情報(COP21決定パラグラフ27)と関連し、先進国や一部途上国はNDCの特徴(feature)として定量化可能性や無条件性(支援を条件としないでNDCを達成すること)を求めたが2015年までに合意に至らず、事前情報として定量化可能情報の提出を求めるに留まった。今後も引き続き、パラグラフ26で貢献の特徴に関して、またパラグラフ28で貢献に含むべき事前情報に関して、詳細のガイダンス(指針)をパリ協定特別作業部会(APA)で検討し、パリ協定第1回締約国会議で定めるこ

<sup>29</sup> U.S., *supra* note 6.

<sup>30</sup> See LMDC, *supra* note 23.

ととなった。

## ② 後退禁止・野心向上

各国が NDC を決める際、特に途上国からは既存目標後退を懸念する主張があったことから、先進国は「取組は後退させない」「野心を向上させる」と説明した。その結果、COP20 決定 1 パラグラフ 10（2014 年）で「各国の約束草案は現在の目標・取組よりも進んだものとする」(will represent a progression beyond the current undertaking of that Party) とされた。これを踏まえ、また次段落に後述する世界全体の集約的効果と長期目標とのギャップを埋める点から、2015 年交渉プロセスで目標の提出周期（サイクル）等を議論する際も目標の維持(maintenance)や引き上げ(upgrading)の重要性が多くの国から指摘され、パリ協定 4 条 3 項においても従前より「前進を示す」ことが規定された。更に、サイクルの議論において、各国が自発的に目標を上方修正することがあり得るとの意見が多くの国から出されたこと、また目標は計算ルールに整合させる必要があるとの意見も一部の国から出されたこと等を受け、4 条 11 項に既存 NDC を「調整」する場合の目標値引き上げが規定された。

## ③ 集約的効果・NDC の見直し

これまでも、国連環境計画（UNEP）が毎年発行するいわゆる「ギャップ・レポート」(The Emissions Gap Report) 等においても既存目標や対策を行った場合の 2°C 目標との不足（ギャップ）等が示されてきたが、2015 年 10 月に気候変動枠組条約事務局が発表した「約束草案の集約的効果に関する統合報告書」を受け、2°C 目標等の長期目標と既存 INDC の総和とのギャップが明らかとなった。これを受け、4 条 9 項の 5 年毎の NDC 見直しと 14 条の世界全体の進捗確認（グローバル・ストックテイク）を踏まえること、4 条 3 項の NDC 前進が重視されることとなった（詳細前述の通り）。NDC 提出頻度については、5 年ごとに提出・見直しとのサイクルを日本も主張し、また多くの国が賛成した。また、グローバル・ストックテイクが 2023 年以降 5 年毎に行われることを踏まえ（14 条 2 項）、その前段階の取組にもなり得る「促進的対話」が 2018 年に開催されることとなった（COP21 決定パラグラフ 20）。

なお、NDC の実施期間（タイムフレーム）については、これまで提出された INDC は多様であり、5 年間（2020 年から 2025 年までの目標期間）や 10 年間（2020 年から 2030 年までの目標期間）等様々なものが存在している。一方、NDC の比較可能性やグローバル・ストックテイクとの関係から実施期間を統一すべきとの考えから、次の NDC からは 2030 年以降 5 年間の目標期間に統一することを主張する国も多くあった。COP21 では議論が収束しなかったことから、パリ協定第 1 回締約国会議で共通のタイムフレームを定めるべく検討することが 4 条 10 項に盛り込まれた。COP22 においてはこの検討作業をいつ立ち上

げるかをめぐって議論が錯綜したが、COP23 と同時に開催された補助機関会合において検討が開始された<sup>31</sup>。

（3）NDC のアカウンティング（計算）（第4条第13項、第14項）

Article 4

13. Parties shall account for their nationally determined contributions. In accounting for anthropogenic emissions and removals corresponding to their nationally determined contributions, Parties shall promote environmental integrity, transparency, accuracy, completeness, comparability and consistency, and ensure the avoidance of double counting, in accordance with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.

14. In the context of their nationally determined contributions, when recognizing and implementing mitigation actions with respect to anthropogenic emissions and removals, Parties should take into account, as appropriate, existing methods and guidance under the Convention, in the light of the provisions of paragraph 13 of this Article.

（訳文）

13 締約国は、国が決定する貢献の計算を行う。締約国は、国が決定する貢献に関し、人為的な排出量及び除去量の計算を行うに際しては、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に従い、環境の保全、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、並びに二重の計上の回避を確保する。

14 締約国は、国が決定する貢献の文脈においては、13の規定に照らし、人為的な排出及び除去に係る緩和に関する行動を確認し、及び実施する際に、適当なときは、条約に基づく既存の方法及び指針を考慮に入れるべきである。

<解説>

締約国は NDC を計算する（account）ことが義務付けられており、人為的な排出、吸収の計算においては

- ・促進すべき原則として環境十全性、透明性、正確性、完全性、比較可能性、一貫性の原則を促進し、ダブルカウンティング（二重計上）を避けるよう確保すること、
- ・今後策定されるガイダンス（指針）に沿うこと、

が規定されている（4条13項）。また、これまでにも気候変動枠組条約や京都議定書の下で、各国が削減目標や行動を策定・実施しその達成可否判断を行うため、対象ガスや地球温暖化係数、土地利用分野の計算方法等に関する既存ガイドラインが COP 決定等で策定されてきた。このため、パリ協定における指針の検討においては既存ガイドラインも適切に考慮

<sup>31</sup> UNFCCC, Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement on the first part of its first session, held in Marrakech from 15 to 18 November 2016, U.N. Doc. FCCC/CMA/2016/3, ¶24 (Jan. 31, 2017), <http://unfccc.int/resource/docs/2016/cma1/eng/03.pdf> (last visited Feb 8, 2017).

すべきとしている（4条14項）。

今後策定されるアカウンティングの指針については、COP21 決定パラグラフ 31 に基づき、APA で引き続き検討しパリ協定第 1 回締約国会議で定めること、またパラグラフ 32 に基づき、2 回目以降の貢献に適用させることが定められている。なお、パラグラフ 31 では IPCC が評価し締約国会議が採択する方法論と共通メトリクスを用いること、方法論的一貫性を保つこと、全ての排出・吸収源カテゴリーを含めるよう努力し一度含めた場合は後退しないこと、除外した場合は理由を説明すること等も併せて求め、アカウンティングが適切に行われるよう求めている。

#### <交渉の経緯>

京都議定書(1997 年 COP3)については、その諸制度を実施するために必要な運用ルールとして、森林等の吸収源に関する算定や京都メカニズムに関するルール等が COP7 決定（2001 年マラケシュ）において合意され、2005 年の京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1）において採択されている。パリ協定においても同様に、パリ協定本体には大枠の原則（これまでに UNFCCC 下の報告ガイドライン（COP 決定）で構築してきた透明性、比較可能性、一貫性等の原則）を明記し、詳細の計算ルールは今後パリ協定作業部会において検討し、パリ協定第 1 回締約国会議で採択されることとされた。

また、COP20（2014）決定においては、INDC に含む情報としてガスを含めた対象範囲、前提や方法論等を求めており、各国の INDC では既存のガイドライン等を用いて排出量・吸収量の計算方法が記載されてきた。現状では、例えばベースライン参照目標の場合等も含め、多様な INDC が提出されている。今後策定される指針では、このような多様な INDC にも対応可能な内容とすることが想定される。

なお、パリ協定には、個別国の義務と集団としての義務とが意識して書き分けられた条項もあるが（前者の例として 4 条 2 項等、後者の例として 9 条 1 項等）、4 条 13 項においては主語として”Parties”と規定されており、”Each Party”や”All Parties”のような個別国の義務として明確な規定振りとなっていない<sup>32</sup>。他方、本項については、個別国の義務として議論されてきたことが交渉経緯上明らかであって、個別国の義務でないことを明確化する意図で”Parties”と規定されたものではない。

#### （4）対応措置（第 4 条第 15 項）

---

<sup>32</sup> Bodansky, *supra* note 15, at 145.

Article 4

15. Parties shall take into consideration in the implementation of this Agreement the concerns of Parties with economies most affected by the impacts of response measures, particularly developing country Parties.

（訳文）

15 締約国は、この協定の実施に際し、対応措置により最も影響を受ける経済を有する締約国（特に開発途上締約国）の懸念を考慮に入れる。

<解説>

本項は、条約4条8項及び10項や京都議定書3条14項にも規定が置かれている、いわゆる対応措置（気候変動に対応する緩和行動等の措置）の影響に関する条項をパリ協定上も設けたものである。対応措置によって最も影響を受ける経済とは、典型的には、化石燃料輸出に依存する経済が該当し、協定実施に当たってこうした経済を有する締約国の懸念を考慮に入れる義務を締約国に課した。

関連するCOP21決定として、

- ・補助機関下の「対応措置実施の影響に関するフォーラム」の継続及びパリ協定機関としての位置付けの決定（パラグラフ33）
- ・パリ協定下の緩和行動の影響理解に関する協力強化と、当該影響への耐性強化に関する情報・経験・ベストプラクティスの共有により、パリ協定の下での対応措置実施の影響について対処するための同フォーラムの作業計画・機能をパリ協定第1回締約国会議で検討・採択できるよう、補助機関会合が勧告する（パラグラフ34）

ことが決定されている。

<交渉の経緯>

対応措置は、条約制定以来議論が継続している論点である。当初、特に京都議定書や京都議定書実施細則に係る交渉においては、石油輸出が減ることに関して産油国が補償を求めたものであったが<sup>33</sup>、気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（The Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention（以下「AWG-LCA」）における議論を経て、「対応措置実施の影響に関するフォーラム」が設立され<sup>34</sup>、より広範に、経済多角化、雇用の適正な移行と良質な雇用の創出、貿易や一方的措置の影響について議論する場へと広がりを見せてきた<sup>35</sup>。他方、同フォーラムは、

<sup>33</sup> See, e.g., 日本政府代表団, 気候変動枠組条約第13回補助機関会合・第1部 評価と概要 (Sep. 20, 2000), <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyokiko/sb/13.html> (last visited Feb 2, 2017).

<sup>34</sup> UNFCCC, Decision 8/CP.17, Forum and Work Programme on the Impact of the Implementation of response measures, U.N. Doc. FCCC/CP/2011/9/Add.2 (Dec. 11, 2011), <http://unfccc.int/resource/docs/2011/cop17/eng/09a02.pdf#page=9> (last visited Feb 2, 2017),

<sup>35</sup> See, e.g., Nicholas Chan, *The 'New' Impacts of the Implementation of Climate Change Response Measures*, 25 REV. EURO COMP & INT. ENVTL. L. 228 (2016).



COP19における作業計画終了後も、将来的な位置付けへの方向性の違い等から、作業計画の見直し作業は進展をみなかった。

パリ協定交渉においては、アラブグループ等が協定上の明確な位置付けを求めてきたが<sup>36</sup>、既存のフォーラムのみで十分とする先進国との見解の差がADP結論文書においても埋まらなかった。このため、上記フォーラムの位置付けも併せて、直接的にはCOP21終盤における米とサウジアラビアの二国間の作業により<sup>37</sup>、協定に簡潔な義務規定を置き、決定において「対応措置実施の影響に関するフォーラム」の継続及びパリ協定機関としての位置付けを決定するとともに、内容面では協力強化や知見の共有を定めるというバランスが図られることとなった。全体でみて、対応措置に関する議論の質的变化を踏まえたバランスが図られたと言える。併せて、COP21決定11<sup>38</sup>において同フォーラムの継続・改善が決定されている。

（5）共同達成・地域的な経済統合のための機関への適用（第4条第16項～第18項）

Article 4

16. Parties, including regional economic integration organizations and their member States, that have reached an agreement to act jointly under paragraph 2 of this Article shall notify the secretariat of the terms of that agreement, including the emission level allocated to each Party within the relevant time period, when they communicate their nationally determined contributions. The secretariat shall in turn inform the Parties and signatories to the Convention of the terms of that agreement.

17. Each party to such an agreement shall be responsible for its emission level as set out in the agreement referred to in paragraph 16 of this Article in accordance with paragraphs 13 and 14 of this Article and Articles 13 and 15.

18. If Parties acting jointly do so in the framework of, and together with, a regional economic integration organization which is itself a Party to this Agreement, each member State of that regional economic integration organization individually, and together with the regional economic integration organization, shall be responsible for its emission level as set out in the agreement communicated under paragraph 16 of this Article in accordance with paragraphs 13 and 14 of this Article and Articles 13 and 15..

<sup>36</sup> E.g., Saudi Arabia on behalf of Arab Group, Arab Group Submission on WS1 (Aug. 31, 2015), [http://www4.unfccc.int/Submissions/Lists/OSPSubmissionUpload/213\\_99\\_130855172355776574-Arab%20Group%20submission%20on%20WS1.pdf](http://www4.unfccc.int/Submissions/Lists/OSPSubmissionUpload/213_99_130855172355776574-Arab%20Group%20submission%20on%20WS1.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>37</sup> See U.S. & Saudi Arabia, Joint Submission on Forum on Response Measures (Sep, 21, 2016), [http://www4.unfccc.int/Submissions/Lists/OSPSubmissionUpload/39\\_255\\_131190009980716097-September%202016%20RM-KSA-USA.pdf](http://www4.unfccc.int/Submissions/Lists/OSPSubmissionUpload/39_255_131190009980716097-September%202016%20RM-KSA-USA.pdf) (last visited Feb 2, 2017).

<sup>38</sup> UNFCCC, Decision 11/CP.21, Forum and work programme on the impact of the implementation of response measures, U.N. Doc. FCCC/CP/2015/10/Add.2 (Dec. 13, 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/10a02.pdf> (last visited Feb. 2, 2017).

（訳文）

16 2の規定の下で共同して行動することについて合意に達した締約国（地域的な経済統合のための機関及びその構成国を含む。）は、国が決定する貢献を通報する際に、事務局に対し、当該合意の条件（各締約国に割り当てられた該当する期間内の排出量の水準を含む。）を通報する。事務局は、条約の締約国及び署名国に対し、当該合意の条件を通報する。

17 16に規定する合意に達した各締約国は、13及び14の規定並びに第十三条及び第十五条の規定に従い、当該合意に定める自国の排出量の水準について責任を負う。

18 共同して行動する締約国がこの協定の締約国である地域的な経済統合のための機関の枠組みにおいて、かつ、当該地域的な経済統合のための機関と共に行動する場合には、当該地域的な経済統合のための機関の構成国は、個別に、かつ、当該地域的な経済統合のための機関と共に、13及び14の規定並びに第十三条及び第十五条の規定に従い、16の規定に基づいて通報した合意に定める自国の排出量の水準について責任を負う。

<解説>

気候変動枠組条約第1条6項において定義されている「地域的な経済統合のための機関（REIO）」（具体的にはEUが該当）による場合を含め、締約国が共同して4条2項の貢献の準備、提出、維持、またその目的達成のための国内措置の実施を行うことに関する条項である。

NDCを共同で提出する場合は、その合意条件（各国に割り当てられた排出量等も含む）を併せて気候変動枠組条約事務局に提出することを求め（4条16項）、また各国がその排出量水準に責任を持つ義務を求める（計算方法、透明性に関する協定13条、遵守に関する協定15条も含め）内容となっており（同17項）、REIO加盟国について同様の規定を置いている（同18項）。京都議定書第4条の規定振りを基にしつつ、京都議定書上の約束が約束期間中を通じた数量約束であったことからこの性質の違いを踏まえている。EU及びその加盟国が共同で提出するNDCが本項に該当することが想定されている。

<交渉の経緯>

特にEUを念頭に、パリ協定において、目標の共同達成に関する規定を置いたもの。ただし規定上はREIO加盟国に限られるものではなく、実際アイスランドやノルウェーは、パリ協定採択前のINDC提出の段階からEUとの共同達成の意向を示している。京都議定書交渉時は、数量約束の差異化の議論と相まって、いわゆるEUバブルを認めるかどうか大きな論点となったが、パリ協定交渉においては、NDCという各国が決定する性質も相まって、共同達成の可否そのものについては大きな議論とならず、京都議定書の規定を踏まえた規定振りについて議論が行われた。4条2項等の法的性質による規定の整理を行う必要があったものの、ADP結論文書の段階で概ね収斂していたと言える。

なお、EUのパリ協定締結手続に当たって、4条16項に定める（内部的）合意を締結時に通報する必要があるかを巡って、EUが2030年目標を実施するための内部分担に関する

立法が制定されていないこともあって、EU内で大きな議論となったが<sup>39</sup>、既にEU及び加盟国はINDCを提出済みであり、締結時にNDCを提出しなければならないわけではないこと（COP21決定パラグラフ22）等から、最終的には、締結時点で当該合意の通報義務はないとの理解で、2016年10月5日にEU及び7加盟国が同時に締結するに至った。

（6）長期低排出発展戦略（第4条第19項）

Article 4

19. All Parties should strive to formulate and communicate long-term low greenhouse gas emission development strategies, mindful of Article 2 taking into account their common but differentiated responsibilities and respective capabilities, in the light of different national circumstances.

（訳文）

19 全ての締約国は、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、第二条の規定に留意して、温室効果ガスについて低排出型の発展のための長期的な戦略を立案し、及び通報するよう努力すべきである。

<解説>

パリ協定では、2条1項で2℃目標や1.5℃に向けた努力、また4条1項で今世紀後半に人為的な排出量と吸収量のバランスをとるといった長期目標が法的文書に初めて明記され、長期的視点に立った対策を求める姿勢がより明確になった。また、各国がこれまでに提出したINDCは2025年又は2030年を目指しているが、このままでは長期で2℃を最小コストで達成するシナリオから大きく外れており、今後大幅な削減が求められている。

このため、パリ協定4条19項では、各国は第2条（目的）に留意して長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成、提出するよう努めるべきこと、またCOP21決定パラグラフ35では、この長期低排出開発戦略を2020年までに提出することが明記された。

<交渉の経緯>

2050年以降も見据えた長期的対策の実施については、2条1項や4条1項に規定された長期目標と併せて、長期的な戦略(strategies)あるいは道筋(pathway)として議論されてきた。COP20決定(2014)の附属書の交渉テキストドラフト段階において、既に緩和の項目に「長期的及び世界全体の緩和の観点」が位置付けられ、締約国の対策の形式として、「長期ゼロエミッション持続可能開発道筋 (A long-term zero emissions sustainable development pathway)」や「低排出開発戦略 (Low emission development strategies)」の記載がある。道筋は、「2050年までの炭素中立性、ネットゼロ排出、又は完全な脱炭素化、2100年まで

<sup>39</sup> See, e.g., RALPH BODLE ET AL, EARLY RATIFICATION OF THE PARIS AGREEMENT BY THE EU (2016), <http://ecologic.eu/sites/files/publication/2016/bodle-et-al-16-eu-ratification-of-the-publication.pdf> (last visited Feb 8, 2017).

のマイナス排出」や「(2050年までに2010年と比較して40-70%削減等の) IPCCの科学的知見」、或いは「2050年までに1990年比少なくとも50%世界全体の排出削減」と整合したものとして案が示されている。その後、2015年の交渉プロセスにおいても、2°C・1.5°C以下に抑えるための長期目標と併せて各国が脱炭素・低炭素戦略に向けた自らの道筋を描くべきとの議論が行われ、市場（産業界）・市民社会に対して長期的な方向性を示すためにも脱炭素化戦略の重要性が指摘されてきた。

長期戦略の策定は、COP21の1週目終了時点のADPテキスト（FCCC/ADP/2015/L.6/Rev.1）においては、パリ協定ではなくCOP決定案にのみ記載がなされていた。しかし、2週目の閣僚級議論を踏まえ法的文書への位置付けが必要との観点から、12月9日15時Version1テキスト（第1版テキスト）<sup>40</sup>以降はCOP決定案ではなくパリ協定本文（法的文書）に規定されることとなった。

これまでに米国、メキシコ、ドイツ、カナダ、フランス等が長期戦略を提出し、気候変動枠組条約ホームページに掲載されている。

なお、我が国が議長国を務め2016年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいて、G7首脳は「2020年の期限に十分に先立って今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定し、通報することにコミット」している<sup>41</sup>。

---

<sup>40</sup> UNFCCC, DRAFT TEXT on COP 21 agenda item 4 (b), Version 1 of 9 December 2015 at 15:00, (Dec. 9, 2015),

[http://unfccc.int/documentation/documents/advanced\\_search/items/6911.php?priref=600008814#beg](http://unfccc.int/documentation/documents/advanced_search/items/6911.php?priref=600008814#beg) (last visited Feb. 2, 2017).

<sup>41</sup> G7伊勢志摩首脳宣言（2016）,  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/iss/page3\\_001697.html#section2](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/iss/page3_001697.html#section2) (last visited Feb, 12, 2017).